

電波法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

改正案

現行

（傍線部分は改正部分）

<p>（公示する期間内に申請することを要しない無線局）</p> <p>第六条の四 法第六条第七項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局を通信の相手方とする陸上に開設する移動する無線局</p> <p>二 日本放送協会又は放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下単に「放送大学学園」という。）の基幹放送局（基幹放送を行う実用化試験局を含む。第七条、第八条及び第四十一条の二の六を除き、以下同じ。）であつて、他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うもの以外のもの</p> <p>三 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>四 内外放送を行う基幹放送局</p> <p>五 多重放送を行う基幹放送局（次号及び第七号に掲げるものを除く。）</p> <p>六 放送法第八条の規定による臨時かつ一時の目的のための放送（以下「臨時目的放送」という。）を専ら行う基幹放送局</p> <p>七 コミュニティ放送（放送法施行規則別表第五号（注）九のコミュニティ放送をいう。以下同じ。）を行う基幹放送局</p> <p>八 同一人に属する他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う基幹放送局（第三号及び前三号に掲げるもの並びに総務大臣が別に告示するものを除く。）</p> <p>九（十一）（略）</p>	<p>（公示する期間内に申請することを要しない無線局）</p> <p>第六条の四 法第六条第七項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局を通信の相手方とする陸上に開設する移動する無線局</p> <p>二 日本放送協会又は放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下単に「放送大学学園」という。）の基幹放送局（基幹放送を行う実用化試験局を含む。第七条、第八条及び第四十一条の二の六を除き、以下同じ。）</p> <p>三 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>四 内外放送を行う基幹放送局</p> <p>五 多重放送を行う基幹放送局（次号及び第七号に掲げるものを除く。）</p> <p>六 放送法第八条の規定による臨時かつ一時の目的のための放送（以下「臨時目的放送」という。）を専ら行う基幹放送局</p> <p>七 コミュニティ放送（放送法施行規則別表第五号（注）十一のコミュニティ放送をいう。以下同じ。）を行う基幹放送局</p> <p>八 同一人に属する他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う基幹放送局（第二号、第三号及び第五号から前号までに掲げるものを除く。）</p> <p>九（十一）（略）</p>
---	---